

公益財団法人郡山市健康振興財団退職手当補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「財団」という。）の安定的な運営を支援するため、財団に対して行う補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、財団が定める公益財団法人郡山市健康振興財団職員の退職手当支給規程（平成3年財団法人郡山市健康振興財団規程第3号）により支給する退職手当に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了後5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 財団は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。